

○芝山町中小企業信用保証料補助金交付要綱

令和元年7月17日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町中小企業振興融資資金貸付条例(昭和59年芝山町条例第1号。以下「条例」という。)及び芝山町中小企業振興融資資金貸付条例施行規則(昭和59年芝山町規則第6号。以下「規則」という。)に基づき、事業資金の融資を受ける者に対して信用保証料(以下「保証料」という。)を補助することについて、芝山町補助金等交付規則(昭和48年芝山町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 保証料の補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、千葉県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証を受け、条例及び規則に基づく融資を受けた者で、かつ、町税を完納しているものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象者が、保証協会に払い込んだ保証料の全額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助対象者は、補助を受けようとするときは、毎年1月1日から12月31日までの期間に払い込んだ保証料について、翌年の2月15日までに芝山町中小企業振興融資資金信用保証料補助金交付申請書(別記様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 保証料計算書又は信用保証書の写し
- (2) 町税納税証明書

(決定通知)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、審査の上、補助金交付の可否を決定し、申請者に通知する。

(請求及び交付)

第6条 前条の通知を受けた者は、速やかに町長に請求を行い、補助金の交付を受けるものとする。

(返還命令)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 繰上償還により保証料の返戻を受けたとき。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。